

## 第2号議案 定款変更承認の件

### 1. 第5章（社員総会）の変更

社員総会の招集や議決権行使等の手続きに関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が認めている範囲で電磁的方法の導入を可能とし、且つその方法の選択を理事会の権限下に置くこととする。直近の過去2回の定時社員総会でコロナ禍における特例的な対応を続けてきた経緯があるが、今後、平時においても非常時においても電磁的方法を無理なく適用することができるための整備である。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第5章 社員総会</b></p> <p>(招集)</p> <p>第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第21条 総会に出席できない社員は、他の社員による代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決することができる。</p> <p>2 他の社員を代理人として議決権を行使する場合は、総会に出席する他の社員に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>3 書面により議決権を行使する場合は、社員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、法令で定めるところにより、本会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法で本会に提出しなければならない。</p> <p>5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 社員総会</b></p> <p>(招集)</p> <p>第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p><u>3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに、全社員に通知しなければならない。</u></p> <p>(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第21条 社員総会に出席できない社員は、<u>委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的方法をもって会長に意思表示することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。代理権を証明する方法は、理事会の決議に基づいて会長が定めることとする。</u></p> <p><u>2 理事会は、社員総会に出席できない社員が、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とその方法について決議を行うことができる。その場合は、書面又は電磁的方法をもって、少なくとも社員総会の2週間前までに全社員に通知しなければならない。</u></p> <p>3 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。</p>

## 2. 第6章（役員等）の変更

### 1) 第24条第1項：理事の定数

本会の業務執行権を有する理事の定員は、会長1名、副会長3名、常務理事8名の計12名である。これを基に、理事の定員の上限を業務執行権を有する理事の数の2倍とし、下限を上限から4を引いた数とすること、したがって理事の定員を「20名以上24名以内」とすることを提案する。上限と下限の差を現状の3（20名以上23名以内）から4に広げる目的は、定員割れによる再選挙のリスクをさらに低減させることにある。また、定員の上限を業務執行権を有する理事の数の2倍とすることの意味は、業務執行の監督を役割とする平理事の数を業務執行権を有する理事の数と同数とすることによって両者の力のバランスをとる意味がある。

### 2) 第24条～第26条：代表権

法人の代表権は、これまでは会長のみがこれを有していたが、対外的・対内的な代表行為を会長と副会長とで分担して円滑に進めるため、また会長が不在となった場合に備えるために、副会長にも代表権を与えることとする。ただし、副会長の職務はあくまでも会長の補佐（定款第26条第3項）であり、副会長3名の担当や順位付けも定款施行規則で明確に定めることとする。

現行定款	変更案
<b>第6章 役員等</b> (役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上23名以内 (2) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長、8名を常務理事とする。 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員を選任) 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。 (理事の職務及び権限) 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところによる業務を執行する。 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところによる業務を執行する。 5 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	<b>第6章 役員等</b> (役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20名以上24名以内 (2) 監事 2名以上3名以内 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長、8名を常務理事とする。 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員を選任) 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。 (理事の職務及び権限) 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 <del>業務執行理事は、</del> 理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 副会長は、 <u>法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表するとともに</u> 会長を補佐し、理事会において別に定めるところによる業務を <u>分担</u> 執行する。 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところによる業務を <u>分担</u> 執行する。 5 会長、副会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 3. 第11章（組織）の変更

#### 1) 第46条：委員会等

委員会は、理事会が事業を遂行するにあたり、必要に応じて設置し、諮問し答申をさせ、あるいは各種の検討や審査を行わせるための、常設もしくは特設の機関とする。

#### 2) 第47条：事務局

事務局は、理事会が事業遂行の事務を処理させるために設置する理事の補助機関である。各部・各課等に細分化され、事務局長の下に部長、課長等を配置する。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第11章 組 織</b></p> <p>(部門の設置等)</p> <p>第 46 条 この法人は、第4条に掲げる事業を行うため、公益目的事業部門と法人管理運営部門を設置する。</p> <p>2 部門内の組織及び運営に関して必要な事項並びに重要な職の任命については、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(事務局の設置等)</p> <p>第 47 条 この法人は、共益事業及び法人庶務に係る事務を執行するため、法人管理運営部門内に事務局を設置する。</p> <p>2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項及び重要な職の任命については、理事会の決議により別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 組 織</b></p> <p>(委員会等)</p> <p>第 46 条 この法人は、第4条に掲げる事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会等を設置することができる。</p> <p><u>2 委員会等の構成員は、会員又は学識経験者のうちから、理事会が選任する。</u></p> <p><u>3 委員会等の名称、任務、設置期間、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。</u></p> <p>(事務局の設置等)</p> <p>第 47 条 この法人は、<u>第4条に掲げる事業及び法人運営の事務を処理</u>するため、事務局を設置する。</p> <p><u>2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。</u></p> <p><u>3 事務局長、部長等の重要な事務局員は、会長が理事会の承認を経て任免する。</u></p> <p><u>4 前項以外の事務局員は、会長が任免する。</u></p> <p><u>5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。</u></p>

### 4. 附則

今般の定款変更は、2022年5月28日の2022年度定時社員総会で決議し、2023年4月1日より施行することとする。

現行定款	変更案
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>1 この定款は2022年5月28日一部改正し、2023年4月1日より施行する。</u></p>